

# 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8354
担当部課名	保健福祉部	高齢者福祉	課	高齢者福祉 係
事務事業名	在宅介護支援センター運営事業		事業コード	11210

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第2節	いきいきとした高齢社会の創造	6年度
施策名	第1施策	地域ケアサービスの充実	

2 実施根拠及び関連法令等

在宅介護支援センター運営事業等の実施について (H13.5.25 厚生労働省老健局長通知) 相模原市在宅介護支援センター運営事業等実施要綱
--

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
在宅の要援護高齢者及び要援護となる恐れのある高齢者並びにその家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、それら対象者のニーズに対応した各種の保健・福祉サービス(介護保険を含む)が総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与し、在宅の要援護高齢者及び要援護となる恐れのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。(14項目の具体的事業を提示)		主に在宅の要援護高齢者及び要援護となる恐れのある高齢者並びにその家族等	
		対象数	(参考)高齢者人口 72,677人
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
平成13年度在宅介護支援センター運営事業 ・開設期間 通年(原則として24時間対応) ・実施施設 市内18か所 ・委託先 社会福祉法人等17法人 ・事業実績 相談件数:7,756件、申請代行件数:1,549件、 実態把握件数:17,981件、 サービスマップ作成:18地区 (実績加算事業) 介護予防プラン作成:147件、 家族介護教室開催:116回、 地域住民グループ支援:261回、 住宅改修意見書作成:13件		地域福祉の拠点として、介護に係る相談や在宅サービスの提供などの在宅介護支援機能を有する施設の整備を促進します。	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名 相模原市高齢者保健福祉計画	
		計画年次 12年度~16年度	
		地域ケア体制の構築:地域型在宅介護支援センターを拠点とした日常生活圏域における保健、医療、福祉サービス提供の総合的な仕組みづくりの推進	

4 評価指標

指標名	予算執行率		
指標式	決算額(実績額)/予算額		
指標設定の意図	本来指標には適さないが、他に適当な指標がないため		

5 目標と実績

[金額単位:千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	91.7	99.2	a 95.7	b 100	100	
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	174,391	171,922	188,581	196,998	198,680
	人員・時間数	(0.3人)	(0.1人)	(0.1人)	(0.1人)	(0.1人)
	人件費	2,526	842	842	842	842
	その他経費					
合計	176,917	172,764	189,423	197,840	199,522	
特定財源	123,931	73,147	86,936	67,662	50,076	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 B ▼	A : 達成している ( 100%)	= 、 、 の平均値 = 95.7%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%> )		
$\frac{a}{b}$	$\frac{95.7}{100.0} \times 100 = 95.7\%$	$\frac{c}{d}$	$\times 100 =$
$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$		
理由 :	在支業務は相談対応や関係機関等とのサービス調整等が基本事業であり、その件数等のみで評価するのは困難と考えられる。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	当該事業は地域ケア体制の構築のなかで必要不可欠なものであり、その重要性はさらに高まることが想定される。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 B ▼	A : 妥当である	理由 :	現時点では、全地区一律の職員体制で委託しており、今後、その対象者数や業務量に見合った職員体制が必要と考える。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	国要綱により当該事業の実施主体は市町村と規定されている
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 B ▼	A : 満足できる	理由 :	地区によっては、その対象者(高齢者人口)の不均衡により、地区内の要介護高齢者の実態把握や介護予防プラン作成等が充分に対応ができていない。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	在支業務は「地域ケアサービスの充実」には必要不可欠であり、さらなる充実が必要である。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 業務量に見合う職員体制を担保できる委託料が必要となる。
	<p>コスト改善余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> 当該業務は、相談対応や関係機関との調整が中心になっており人的な手当ては不可欠である。

7 総合評価

評価	A ▼	他自治体の類似事業との比較	全国の自治体で高齢者保健福祉計画に位置付け実施している。ただし、在宅介護支援センターの設置状況や運営方法は自治体によりかなり異なる部分があると思われる。職員体制等についても、各市町村で担当地域の広さや高齢者人口等により1～3名の開きがある。
今後の進め方		説明	本市の高齢者保健福祉計画においても在宅介護支援センターを地域ケア体制の中核に位置付け、その体制を整備し現在も相談対応業務等是有効に機能している。 平成14年度、当該計画の見直し作業を実施している中で、地域ケア体制の充実・強化を図ることが目標に示す予定であることから、在宅介護支援センター運営業務においても既存事業の充実はもとより新規事業等に伴う業務増に対応できるよう職員体制の充実を図り、継続実施していく。
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--